

鳥取大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程 における留意事項（附属学校部）

平成28年3月24日
附属学校部連絡会承認
令和4年1月21日一部改正
令和6年3月27日一部改正

鳥取大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程（以下「規程」という。）
第5条第3項及び第6条第4項に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに関する例（第5条関係）

対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例は、次のとおりである。

なお、ここに記載する内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途検討が必要であることに留意するものとする。

（以下、例示）

- 障害があることを理由に一方的に入学（園）選考等を拒否すること。
- 障害があることを理由に一方的に入学（園）を拒否すること。
- 障害があることを理由に一方的に授業（保育）への参加を拒否すること。
- 障害があることを理由に一方的に教科指導等を拒否すること。
- 障害があることを理由に一方的に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること。
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること。
- 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること。
- 障害があることを理由に一方的に式典、行事、説明会等への出席を拒否すること。
- 障害があることを理由に一方的に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。

第2 合理的配慮に関する例（第6条関係）

合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、規程第6条第1項から第3項までのとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、例としては、次に掲げるとおりである。

なお、これらの例は、あくまでも例示であり、ここに記載する例以外であっても合理的配慮に該当するものがあること、また個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意するものとする。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例)

(以下、例示)

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をすること。
- 移動に困難のある園児・児童・生徒の送迎のために、普段よく利用する教室（保育室）に近い位置に駐車可能な場所を確保すること。
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- 障害特性により、授業（保育）中、頻回に離席の必要がある園児・児童・生徒について、適切な場所に座席位置を確保すること。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の例)

(以下、例示)

- 入園選考、定期試験、授業（保育）や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、障害特性に応じた情報保障を行うこと。
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す園児・児童・生徒のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- 教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、園児・児童・生徒やその保護者の要望に応じて電子ファイルや拡大資料等を提供すること。
- 授業中教員が使用する資料等を事前に知らせたり、一読したりする時間を与えること。
- 事務手続きの際に、教職員が必要書類の代筆を行うこと。
- 間接的・抽象的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的・論理的な表現を使って説明すること。
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること。
- 授業でのディスカッション等に参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。

(ルール・慣行の柔軟な変更の例)

(以下、例示)

- 入学志願書類の提出に際し、保護者の代筆を認めること。
- 入学（園）選考や定期試験等において、個々の園児・児童・生徒の障害特性に応じて、時間を延長したり、別室受検や支援機器の利用、休憩時間の調整等を認めたりすること。
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- 行事や講演、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること。
- 学外での学習活動において、通常よりも詳しい手引きを提供すること。
- 障害のある園児・児童・生徒が参加している実験・実習等において、特別に学習補助者の配置を検討すること。

- 感覚過敏等がある園児・児童・生徒に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォン等の着用を認めること。
- 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者の入室を認めること。
- 障害のある園児・児童・生徒やその保護者の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること。